令和８年３月25日

沖縄県議会議長

中　川　京　貴　殿

派　遣　議　員

（１）県内派遣議員

団　長　　小　渡　良太郎

米　須　清一郎　　玉　城　健一郎

仲宗根　　悟　　高　橋　　真

比　嘉　瑞　己　　当　山　勝　利

（２）県外派遣議員

団　長　　小　渡　良太郎　　高　橋　　真

当　山　勝　利

「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書」の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書」の要請議員団報告書

１　派　遣　議　員

（１）県内派遣議員

団　長　　小　渡　良太郎

米　須　清一郎　　玉　城　健一郎

仲宗根　　悟　　高　橋　　真

比　嘉　瑞　己　　当　山　勝　利

（２）県外派遣議員

団　長　　小　渡　良太郎　　高　橋　　真

当　山　勝　利

２　派　遣　目　的

令和７年第７回議会（定例会）の12月22日の会議において議決された上記の意見書の趣旨を関係要路に要請するため。

３　派　遣　期　間

令和７年12月23日(火)（１日）（県内要請）

令和７年12月25日(木)（１日）（県外要請）

４　要　請　日　程

別紙のとおり

５　要　請　概　要

団長が意見書の趣旨を説明した後、米軍人・軍属等に対し、規律維持の取組強化と具体的かつ実効性のある再発防止策の実行、人権教育のより効果的かつ継続的な実施と現状の取組の再点検及び積極的推進、被害者に対する迅速な謝罪と補償、及び県民への十分な説明、日米地位協定の抜本的な改定。特に、刑事事件に関する身柄引渡条項について、公務外の事件において警察が捜査する段階で日本側が容疑者の身柄を速やかに確保できるようにすることなどを要請した。

６　要請における対応者の主な発言及び質疑応答の概要（要請順）

〈県内要請　令和７年12月23日(火)〉

⑴　外務省沖縄事務所特命全権大使　紀　谷　昌　彦

特命全権大使不在のため、篠原　亮子　副所長に手交した。

（副所長　篠原　亮子）

提出された意見書の内容は東京の外務本省へ確実に伝達する。米軍人による事件・事故は地元住民に多大な不安を与えるものであり、あってはならないと認識している。特に性犯罪は被害者への影響を考慮すると悪質かつ重大であり、決して許されない犯罪である。それにもかかわらず事件・事故が後を絶たない現状を大変遺憾に思っている。米軍も状況改善の取組を進めており、これまでに発表された一連の再発防止策が実際の防止につながっていくことが重要であると考えている。

要請事項の規律維持と人権教育の取組について、４月から沖縄市で日米合同地域安全パトロールが開始され、米軍関係者と日本側関係者が共に巡回することでリバティー制度の徹底を図っており、綱紀粛正や再発防止に資するものとしてこれまでに７回実施された。また、在日米軍は隊員に対し、法令遵守や地域社会の歴史・文化の尊重に関する教育を実施していると承知している。外務省沖縄事務所としても、沖縄担当大使が４月に海兵隊、８月に海軍、９月に陸軍へ出向き、性犯罪等の防止を目的とした講話を行った。さらに、沖縄県警が海兵隊員向けに実施した防犯・性暴力防止の講話にも協力しており、今後もできることを不断に検討し実施していく。

被害者への補償については沖縄防衛局が取り組んでいると承知しており、その具体的な内容は沖縄県警を通じて被害者に案内されていると認識している。

地位協定に関して様々な意見があることは十分承知している。政府としては、事案の性格に応じて効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じて個別の問題に対処してきた。例えば、日本側に第一次裁判権がある被疑者の拘禁・移転について、日米合意により起訴前の身柄移転への道が開かれ、実際に殺人や強姦といった凶悪犯罪において移転が行われてきた実績がある。こうした取組を積み重ねることで、地位協定の在り方を不断に検討していく。

今回の要請を重く受け止め、沖縄県、沖縄県警、沖縄防衛局と連携しながら、再発防止策が実効性を持つよう米側と議論を重ね、最大限の努力を続けていく。

（主な質疑応答）

Q　地位協定の起訴前の身柄引渡しについて、この30年間で求めたのは僅か６件であり、最近は求めたという話も聞かない。県警は「身柄引渡しを求めるのは国の役割だ」と言うが、外務省はこの間引渡しを求めてきたのか。また、どういった基準で求めているのか。

A　身柄引渡しをめぐっては関係機関の間でよく連携して対応している。制度がある状況において、各一件一件の事案について、何が最も適切かという観点から判断して対応してきている。

Q　５月に要請した際もフォーラムや合同パトロールを引き合いに改善の方向に向かっているような発言があったが、刑法犯が過去20年で最多となっている現状とのギャップを外務省沖縄事務所としてどう感じているか。

A　事件・事故がなくなっていないことは本当に遺憾であり、虚心坦懐に現実をしっかり受け止め、努力を不断に見直し続ける必要がある。一義的には米軍の犯罪であるため米軍の取組が大事だが、それが実効性のあるものにつながるよう、沖縄担当大使が各軍に出向いて直接講話を行うなど、小さなことでも意義あることを続けていきたい。減少につながっていないという現実を直視し、何ができるかたゆまず考えていく。

Q　リバティー制度が機能していないのに、主権国家の問題でも懐疑的な見方が多いパトロールに頼るのもどうかと思う。時間帯や場所の制限外でも事件は起きており、そもそも組織としての規律がどうなっているのか疑問である。地位協定の在り方が隊員の意識にも結びついているだろうということもよく言われる。一つ一つ対処するだけでなく、戦後80年たっているのだから、主権国家として日米地位協定の抜本的な見直しに切り込んでいくべきではないか。

A　飲酒が問題だと認識しており、米軍はリバティー制度を厳格化し、深夜の基地外飲酒等の禁止を全軍種に拡大し、かつ上官の監督責任を厳しくした。そのルールを実効的なものにするための取組としてパトロールを行っている。地位協定については様々な意見があることを承知しており、個別の問題に対して実効的かつ機敏に対処する観点から対応している。

Q　外務省沖縄事務所は、95年の事件を機に外務省がしっかり取り組むという思いで設置されたと認識している。沖縄県民の目線・立場に立って、本省に

改善すべき点をしっかり伝えていただきたい。

Ａ　全くおっしゃるとおりである。沖縄事務所の重要な役割は、皆様の声を正しく東京に伝え、政府の政策に反映させていくことだと思っている。一人でも多くの沖縄の方々から直接お話を伺い、東京に伝えることをしっかりやっていきたい。

Ｑ　外務省として動く際、被害に遭われた方の声を直接聞き、どんな人が被害に遭っているかという実感を持っていただきたい。国と国のやり取りはどうしても現場と乖離してしまう感があるため、ぜひお願いしたい。

Ａ　承知した。大変重要な点であると思う。

（その他、委員からの意見）

○　今年に入って不同意性交等の性犯罪が６件起きているが県警が逮捕したのはゼロで、書類送検で終わって不起訴になっているのがほとんどである。適切に身柄の引渡しができれば、県警が捜査をして起訴につなげることができる。不十分な地位協定であっても、身柄引渡しを毅然として求める姿勢を貫き、大臣にしっかり伝えてもらいたい。

○　身柄引渡しの制度があっても使わなければ形骸化する。しっかり活用することが重要だ。制度があるといっても被害者に対して同じことが言えるのか。未成年者が被害に遭うケースも出ており、被害者の声をしっかり聞き、新たな被害者をつくらないよう肝に銘じてもらいたい。

○　今起きている事件・事故は過去から続いていることであり、県民は心を痛めている。過去に何が起きたかということをぜひもう一度見直してもらいたい。

⑵　沖縄防衛局長　村　井　　勝

要請文を村井勝局長に手交した。

小渡団長から要請概要の説明の後、村井勝局長、柴山憲一局次長、松島史人管理部長から要請事項の回答があった。

米軍人等による事件・事故は県民に大きな不安を与えるものであり、あってはならないことである。とりわけ性犯罪は、被害者の尊厳を著しく侵害し、

心身に長年重大な苦痛を与え続ける悪質で重大な犯罪であり、決して許されるものではない。それにもかかわらず事件・事故がなくならないことについて、大変遺憾である。

要請事項の１と２の規律維持・再発防止策及び人権教育については、昨年発表された在日米軍等による再発防止策について、以下の具体的な取組が行われていると承知している。

○飲酒運転検問の強化：地域ごとのピーク時を狙い、基地出入り時の検問の頻度を増やしている。

○パトロールの強化：アメリカの憲兵隊によるパトロールが強化されている。

○リバティー制度の見直し（昨年10月発表）： 全軍種の軍人を対象に、午前１時から５時までの間、基地外での飲酒や酒類を提供する飲食店への入店を禁止している。また、性犯罪防止に関する教育を完了していない軍人には外出を許可しないなど、司令官の監督責任が強化されている。

○研修教育の強化：交通ルールや銃規制を含む法令遵守、沖縄の歴史・文化について教育が実施されている。

○新たなフォーラムの創設：在日米軍、日本政府、沖縄県、地元住民による協力のためのフォーラムが創設された。

防衛局としては、これらの再発防止策が着実に実施されることが何より重要であると考えており、引き続き米側に対して教育や綱紀粛正の徹底をしっかり申し入れていく方針である。

要請事項３と被害者への謝罪と補償について、性犯罪は公務外の事案であるため、賠償責任は加害者本人が負い、原則として当事者間での解決が図られる。しかし、それが困難な場合は以下の制度で対応する。

○米側による慰謝料支払い：日米地位協定に基づき、アメリカ政府が加害者に代わって、被害者の同意を得て慰謝料を支払う制度がある。

○防衛省による支援：米側の慰謝料支払いに先立ち、必要に応じて緊急見舞金を支給する。また、訴訟で確定した損害額に対して米側の支払額が満たない場合、必要に応じてその差額を埋める事故見舞金を支給する。あわせて、米政府からの慰謝料が支払われるまでの間、生活費や治療費に困窮しないよう、無利子での融資制度を提供している。

○県警等を通じた支援：警察等を通じて、利用可能な制度（ワンストップ支援サービスセンターなど）の説明や、カウンセリング・医療機関への付添いなどの支援が行われている。

防衛局としては、被害者や家族の心情に配慮しつつ、警察や米側と連携して速やかに補償を受けられるよう対応していく。

要請事項４について、日米地位協定について様々な意見があることは認識しているが、地位協定は外務省の所管となるため、要請の内容は防衛本省または外務省に申し伝える。

（主な質疑応答）

Ｑ　刑法犯が過去20年で最多となっており、再発防止策が機能していないと言わざるを得ない。過去20年で最多ということを防衛局としてどう考えるか。

Ａ　過去最多という指摘を非常に重く受け止めている。様々な再発防止策が講じられているが、それが実効性のあるものとなるようにしていくことが何より重要であり、米側に対し綱紀粛正と再発防止の徹底を繰り返し強く申し入れていく。

Ｑ　令和５年12月の事件の慰謝料や見舞金の進捗はどうなっているか。

Ａ　裁判で上告中であるため、まだ補償はされていないと認識している。被害者が不利益や負担を被らないようしっかり対応していく。

Ｑ　飲酒運転で捕まった米軍人は、その後普通に運転できる状態に戻れるのか。

Ａ　米側で免許を取り上げ、運転はできないようにペナルティーを加えていると承知している。

Ｑ　パトロールで数か月の間に100人以上の米兵が拘束されており、リバティー制度を守れない者が多数出歩いている実態がある。制度に実効性があるとは言えない。規律を守れない者を外に出さないよう強い姿勢で求めるべきでないか。

Ａ　制度が実効性あるものになるよう、米側に様々な制度が確実に実行されるよう強く申し入れ、働きかけていく。

Ｑ　被害者に対する見舞金の支給基準や実績はどうなっているか。また、無利子融資制度の利用実績はあるか。

Ａ　ＳＡＣＯ見舞金の支給件数は平成９年度から令和６年度までの間で26件ある。金額はプライバシーに関わるため差し控える。無利子融資の実績は現在手元にないが、被害者の負担にならないようしっかり対応していきたい。

Q　リバティー制度の時間や場所の対象外でも事件が起きている。歴史や文化の理解などの教育プログラムだけでなく、組織としての米軍がそもそもどういう行動規律を持っているか確認したことはあるか。規律の強化・徹底を求めてほしい。

A　教育プログラムについては累次の機会に確認しているが、それが実効性のあるものになるよう米側に申し入れていく。行動規律についても確認していきたい。

Q　要請項目のうち地位協定以外の３点は現地レベルで米側と連携してできる内容だと思う。努力してほしい。

A　指摘はしっかり受け止めたい。

Q　米側が事件を自分事として捉え、過去の事件・事故をしっかり教育プログラムに含めるべきではないか。

A　要請内容をしっかり受け止め、しかるべき人を通じて米側に申し入れていく。米側も犯罪を深刻に受け止めており、過去の犯罪・事件の教訓も研修や教育の中に取り入れていると承知している。

〈県外要請　令和８年12月25日(木)〉

⑴　**内閣総理大臣　高　市　早　苗**

内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）　木　原　　稔

内閣総理大臣及び内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）不在のため、新田一郎内閣官房内閣審議官に手交した。

（内閣官房内閣審議官　新田　一郎）

先日、基地負担軽減担当大臣を兼務する官房長官とともに沖縄を訪問し、現地の市長や知事とお会いして直接実情を聞かせていただいた。実際に現地へ行き、見ると聞くでは大違いであると実感しており、実情を伺う中で今回の米軍関係者による事件・事故の問題も話題に上ったところである。

事件・事故に対する政府の基本認識、米軍関係者の事件・事故は地元の皆さんに大変な不安を与えるものであり、絶対にあってはならないことというのが政府の共通認識である。日本政府として、米側に対してあらゆるレベルで事件・事故の再発防止を含む地元の負担軽減を求めており、今回頂いた意見書も踏まえ、在日米軍の綱紀粛正と再発防止の徹底を働きかけていきたいと考えている。また、これまで米側が発表した一連の再発防止策が、実際に

事件・事故の再発防止につながるという実効性を持つことが大事だと認識している。具体的には、５月に開催された沖縄コミュニティーパートナーシップフォーラムや、４月から実施されている日米地域安全パトロール、アメリカ憲兵隊によるパトロールなどを承知しており、引き続き沖縄県とも緊密に連携しながら働きかけていく所存である。

被害者への謝罪や補償については、関係省庁において適切に対応されるよう、我々としても促していきたいと考えている。

日米地位協定については、大変難しい問題であり、様々な意見があることは十分承知している。政府としては、これまで手当てすべき事項や事案の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じて、一つ一つ具体的な問題に対応してきている。こういった取組を積み上げることで、日米地位協定の在り方を不断に検討していくという立場である。

内閣官房という組織は関係省庁の総合調整を担っており、本日御要請いただいた内容は、関係省庁へしっかりとお伝えさせていただく。

（主な質疑応答）

Ｑ　今回は個別の事案に対する抗議ではなく、フォーラム等の再発防止策が目に見える形で実施されているにもかかわらず、過去最多の事件数になってしまったことを受けての全会一致の意見書である。今の取組をいま一歩点検し、必要があれば再構築が必要だと考える。令和８年が事件・事故ができるだけ少なくなる年になるようお願いしたい。

Ａ　しっかり受け止めたい。

Ｑ　今回内閣府にお願いに来た最大の理由は、外務省や沖縄防衛局への要請での回答が、米側の努力に期待するというこれまでの延長線上の言葉であり、現場の対応が限界を迎えているという認識を持っているためである。政治の責任で、内閣府、官邸主導で縦割りを排し、徹底的に検証・総括して県民の不信感を払拭する取組を期待したいが見解はどうか。

Ａ　繰り返しになるが、内閣官房は官邸を支え、関係省庁の総合調整を担う立場であるため、いただいた趣旨を踏まえ、県議会の思いとして関係省庁にしっかりと伝えていく。

Ｑ　今年５月の要請時には合同パトロール等を再発防止に資すると評価する答えがあったが、今年は過去最多の事件数である。特に米軍が自らつくったリバティー制度に違反して100名以上が拘束されており、自分たちの制度さえ守

り切れていない現状を知ってもらいたい。また、米兵の教育プログラムに過去の事件・事故を振り返る内容が入っていると聞いたが、自分ごととして捉えていないと感じる。もっと実効性のある教育プログラムをつくることを検討課題に入れてもらいたいがどうか。

Ａ　私も毎日沖縄の新聞を読んでおり、本土側の報道と沖縄側で違うため、本当に切実な問題だとつくづく受け止めている。逆にこっちにずっといると分からないことがたくさんあると実感している。いただいたお話を含め、関係省庁と共有させていただく。

Ｑ　委員会でよく議論になる合同パトロールの際の警察権の所在の根拠について、県レベルでは回答がなく議論が堂々巡りしている。国家の主権の問題でもあり、本来は県警が対応するべきではないかと言われた際に返す言葉がない。もしちゃんとした根拠があるなら、後日で構わないので教えていただきたい。

Ａ　報道等で承知しているが、所管省庁が対応することであり私のほうからは無責任なことは言えないため、少し考えさせていただきたい。

⑵　外務大臣　茂　木　敏　充

外務大臣不在のため高尾直北米局日米地位協定室長に手交した。

（北米局日米地位協定室長　高尾　直）

性犯罪を含む米軍の事件・事故は、我々外務省、そして防衛局、沖縄事務所にとっても一貫して最重要課題の一つとして取り組んできたものである。刑法犯の数が昨年よりもさらに増え、性犯罪が相次いでいること自体、ゆゆしき問題であり、強い危機感を持って対応している。在日米軍の駐留は安全保障上不可欠であるという認識であるが、同時にその駐留が安定的なものになるためには、地元の御理解と御協力があってこそである。数字の面で課題があり、起きてはならない事件が相次いでいることに我々としてもじくじたる思いはあるが、同時にこの１年は、今までになかった画期的な協力が前に進められた部分もあると考えている。

要請事項１の再発防止策が実効的な形で実施されるようにとの点については、まさに我々も同じ問題意識を持っている。昨年７月に米側が発表した一連の再発防止策は、現在、着実に実施されるフェーズに入ってきている。それをいかに実際の事件・事故防止につなげていくかが重要であり、単に発表されただけでなく、どのような形で実施されているのかを注視し、米側に綱

紀粛正や再発防止を働きかけている。先日政務官が沖縄を訪問した際も、ターナー四軍調整官とやり取りをし、米軍に問題意識を伝えている。

率直に申し上げて、現在米軍指導部はこれまでになく強い切迫感を前面に出し、明確な指示を出して事件・事故の防止に取り組んでおり、今まで以上に踏み込んだ対応がされていると考えている。飲酒運転検問の強化やリバティー制度の強化といった米側単独の取組にとどまらず、沖縄市での県警と協力したパトロールや、５月に開催された沖縄県と米軍共催の新しいフォーラムなど、地元の関係者の協力を得て当事者が一緒に取り組むプロセスができつつある。これにより、持続可能で地域に根差した再発防止策を進める土壌が整いつつあると考えている。

要請事項２の人権教育の再点検と積極的推進については、米軍内でどのような研修が行われ、日本に対してどのような問題意識を埋め込んでいるかは当然重要である。米側からの説明によれば、飲酒や性犯罪、そもそも日本で働くとはどういうことかについての研修を事前にしっかり行っているとのことである。

これに加えて、沖縄県警の協力を得て、今年７月と８月には米軍に対する講話を実施した。さらに、米側が用意している研修資料（沖縄オリエンテーションオーバービュー）について、日本側の視点を反映させる形でアップデートを進めており、研修内容をより充実させ、効果を向上させる取組を行っている。

要請事項３の被害者の補償については防衛省からも話があると思うが、地位協定上、公務外で起きた事案については米政府が慰謝料を支払うことになっている。同時に、日米両政府で連携し、被害者支援の観点から無利子融資制度や見舞金制度といった既存の制度を活用しながら、被害者の方に寄り添った対応を政府全体として行っている。

要請事項４の地位協定については、地元から様々な御指摘をいただいていることを我々も十分念頭に置いている。現在の政権として、個々の事案や課題の性格に応じて、地位協定の在り方を不断に検討していく姿勢で取り組んでいる。

また、内閣官房で事前に御質問のあった、アメリカ憲兵隊が日本人を含む民間人を拘束する根拠について事実関係を説明したい。

地位協定等において、アメリカが施設区域の外で警察権を行使できる場合は明確に規定されている。主目的はあくまで米軍人や軍属、その家族の規律・秩序維持であり、基地外の治安維持は日本の警察の仕事であるため、米側が基地の外で幅広く警察権を行使することは全く想定されていない。

したがって、アメリカ側が民間人を拘束することも基本的には想定されていないが、ごく例外的な場面においては警察権の行使が規定されている。一つは、施設区域の近傍で施設の安全に危害を加えるおそれがある場合、例えば基地外から基地内に大砲を撃ち込もうとしている等である。もう一つは、艦船や航空機、兵器などの重要な米軍用財産の安全に対して危害を加えようとしている場合である。これらの条件の下では、令状なしでの逮捕や制止が認められており、民間人が全く対象にならないわけではない。

先日の沖縄市での単独パトロールにおける民間人誤認逮捕の疑いがある事案については、現在米側と事実関係をやり取りしている。ＩＤを出さないことで逮捕できる、というような報道等での発言は、地位協定の解釈とは異なるミスリーディングなものである。事実確認をしっかり行った上で、申し入れるべきことは申し入れ、再発防止を期す。

一方で、パトロール自体については、リバティー制度の実効性確保や事件・事故の未然防止の観点から、一定の効果がある有益な取組であると考えている。地位協定のルールにのっとって対応する限りにおいては、パトロールの意義を過小評価すべきではないと考えており、そういう問題意識を持って地元の皆様と意思疎通しながら前に進めていきたいと考えている。

（主な質疑応答）

Ｑ　今回は過去20年で最高の件数になったことを受けての意見書である。パトロール等の新たな取組により薬物事案が減ったという地元の声もあり一定の評価はしているが、再発防止策が注目される中で事件数が増えてしまったのは初年度として残念である。誤認逮捕の報道などもあり、沖縄はなめられているのではないかという声も上がる。しっかり説明をして、事件・事故が減っていく行動が見えて初めて信頼につながる。今ある取組をより実効性の高いものにブラッシュアップし、令和７年から８年の間に事件・事故が減っている状況をつくり出せるよう考えてもらいたい。

Ａ　アメリカ任せにせず、能動的に事件・事故を防ぐための環境整備が必要だと考える。事案が発生して対応するリアクティブな対応だけでなく、例えばアメリカ側の研修資料に日本側の視点を持っていくことや、地域でのごみ拾いなどの清掃活動を通じて米軍のコミュニティーへの帰属意識を強化していくことが、長い目で見れば事件・事故防止につながる。外務省・沖縄事務所としてきちんと対応していく。

⑶　内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　黄川田　仁　志

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）不在のため真弓智也政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（総括担当）に手交した。

（政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（総括担当）　真弓　智也）

我々内閣府沖縄担当は、沖縄振興を進める立場である。皆様も重々御承知のことと思うが、令和５年12月に起きた事件についても、報道等ではもちろん承知しているものの、それ以上の詳細については把握していないのが現状である。いずれにしても、沖縄振興を進めていくに当たっての大前提として、住民の方々が安心・安全に生活できるということは大変重要であると考えている。繰り返しで恐縮であるが、沖縄振興を進める立場として、そのような観点から沖縄振興を進めていきたいということである。

今回いただいた要請内容も、基本的には外務省の所管事項であると考えている。皆様はこの後外務省へも行かれると伺っているが、内閣府からも改めて、外務省に対してこのような要請をいただいた旨を連絡させていただく所存である。

（主な質疑応答）

Ｑ　各省庁で情報を共有し、側面からでも支援していただきたい。様々な対策を講じてきた中で事件・事故が最多となってしまった残念な状況であり、被害に遭っているのは県民であるため、何ができるか考えていただきたい。

Ａ　関係省庁と一層連携し、皆様の安心・安全のために取り組んでまいりたい。

Ｑ　内閣府が実施している青パト事業について、パトロールと連携させるなど、将来的に内閣府が関わる余地があれば協力をお願いしたい。

Ａ　青パト事業は平成28年のうるま市での事件を機に、沖縄振興の立場で防犯カメラ設置等とともに実施してきたものである。事件が続いていることに対して厳しい意見も頂いており、より効率的・効果的な運用に向けて不断の見直しを行っている。引き続き関係省庁と一層連携し、安心・安全のために取り組んでいきたい。

⑷　防衛大臣　小　泉　進次郎

防衛大臣不在のため、吉田　真次防衛大臣政務官に手交した。

小渡団長から要請概要の説明の後、吉田防衛大臣政務官及び訓練・安全統括官から要請事項の回答があった。

（防衛大臣政務官　吉田　真次）

米軍人等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、決してあってはならないことである。刑法犯の摘発件数が過去最多となっているという極めて厳しい状況があることも承知している。この状況において重要なことは、これまでにアメリカ側が発表した再発防止策が「着実に実行」され、それが実際の「事件・事故の再発防止につながる」ということである。我々としても、今後とも様々な機会を捉えて、米側に対して事件・事故の防止の徹底を強く求めていく所存である。

（訓練・安全統括官）

要請事項の１と２について、米軍人等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならないものである。特に性犯罪は、被害者の尊厳を著しく侵害し、心身に長年にわたり重大な苦痛を与え続ける悪質重大な犯罪であり、決して許されるものではない。米側は綱紀粛正や再発防止を徹底するため、昨年７月に一連の再発防止策を発表し、昨年10月からは在日米軍施設区域からの外出等についてのルールを定めたリバティー制度を見直し、各種措置を講じている。また、本年10月の日米防衛相会談において、防衛大臣とヘグセス米国戦争長官との間で、在日米軍による事件・事故の再発防止のための協力を進めることでも一致したところである。 重要なことは、米側による実効性のある措置が着実に実行され、事件・事故の再発防止につながることである。まずは米側の努力が重要であるとの認識の下、引き続き米側に対して、兵士の教育や綱紀粛正及び再発防止の徹底について機会あるごとに申し入れ、さらなる努力を求めていく所存である。

要請事項３の被害者への補償について、米軍人等による事件について、被害者や御家族の心情に十分配慮しながら対応することが重要であると認識しており、警察や米側とも緊密に連携して被害者の補償に取り組んでいる。 性犯罪事案は公務外の事案であるため賠償責任は加害者が負うことになり、まずは当事者間の示談により解決が図られることが求められる。しかし、それが困難な場合には、日米地位協定第18条６項に基づき、米国政府が慰謝料を支払う制度がある。また、慰謝料の支払いに先立ち見舞金を支給することが適当と認められる場合には、防衛省から緊急見舞金を支給しているほか、訴訟により確定した損害額に対して米側の支払額が満たない場合には、その差額を埋めるＳＡＣＯ見舞金を支給する制度も用意している。加えて、米国政府からの慰謝料が支払われるまでの間、被害者の方が生活費などで困窮しないよう、無利子融資制度によって一定程度のケアを図っている。いずれにしても、被害者や御家族の心情に十分に配慮しながら、警察や米側とも緊密に

連携して適切に対応していく考えである。

要請事項４の日米地位協定に関しては、様々な意見があることは十分承知している。政府としては、これまで手当てすべき事項や事案の性格に応じ、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じて、一つ一つの具体的な問題に対応してきている。このような取組を積み上げることにより、日米地位協定の在り方を不断に検討していくものと承知している。

（主な質疑応答）

Ｑ　米軍は教育を徹底していると言うが、凶悪犯罪が発生し続けており過去20年で最悪という実態を憂慮している。米軍に教育状況を報告させるだけでなく、日本側がその有効性を検証し、改善を求める仕組みづくりや実効性のある取組を御検討いただけないか。

Ａ　犯罪が過去最多を更新している厳しい現実はよく受け止めて対応しなければならない。防衛省に限らず外務省とよく連携し、実効性のある取組になるよう米側に効果を上げるよう繰り返し厳しく言っていく。いただいた意見を踏まえて対応する。

Ｑ　米側が切迫感や危機感を持っているというが、実態として事件数は減るどころか増えていることに危惧している。米側の努力が必要と言うが実態として現れていない。被害を受けているのは日本人であることを防衛省もしっかり感じ取り、もっと積極的に関われるようにやっていただきたい。

Ａ　厳しい指摘を受け止める。米側の努力が大事とはいえ被害を受けるのは日本国民であり、よく認識している。防衛省としてもフォーラムやパトロールに積極的に関わり、対策が取られるように取り組んでいきたい。

Ｑ　沖縄の基地の存在に理解は示しても納得まで至っていない県民が多いのは、国がどのような対応で沖縄に臨むかを見ているからだと感じる。今回は過去最大という事態を受けて意見書を可決した。令和８年以降、事件・事故が減ったと認識できるような取組を一緒になってやっていただきたい。また、長期滞在軍人と訓練のローテーション等で来る短期滞在軍人で、肌感覚では短期滞在のほうが事件・事故が多いと言われるがデータがない。短期滞在の方まで再発防止策が行き届いているか確認していただき、もし届いていないなら手を入れるだけで減らせるのではないか。

Ａ　貴重な御示唆であり、長期滞在と短期滞在の特性の違い等を踏まえて実効性のある対策を取るよう米側に求めるとともに、防衛省としてもより積極的

に取り組む。

御意見を重く受け止めている。日本側が実効性を担保される取組、その有効性を検証することが非常に大事である。どこまでできるか含め不断の見直しに取り組まなければならない。日本側がもっと関われる機会についても、大臣や政府高官の意見交換の場でも強く伝えていかなければならない。長期滞在と短期滞在のデータについても、我々も米側に協力を求めながら実際の状況を把握し、有効な手だてを打っていかなければならない。過去最多の件数は防衛省としても大変重く受け止めており、米側に求めるだけでなく我々として何ができるか検討を重ねていく。

以　上

別紙

要　　請　　日　　程

県内要請

月　日	曜日	時間	要　請　先　等	場　所
令和７年 12月23日	火	10:00 ～ 10:30	外務省沖縄事務所特命全権大使 紀　谷　昌　彦 （特命全権大使不在のため、篠原　亮子副所長に手交）	外務省沖縄事務所会議室
		11:30 ～ 12:00	沖縄防衛局長 村　井　　勝	沖縄防衛局会議室

県外要請

月　日	曜日	時間	要　請　先　等	場　所
令和７年 12月25日	木	07:35 ～ 09:40	那覇空港発（ＪＡＬ900便） 羽田空港着	
		13:00 ～ 13:15	内閣総理大臣　高　市　早　苗 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）　木　原　　稔 （内閣総理大臣及び内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）不在のため、新田一郎内閣官房内閣審議官に手交）	内閣府本府 521会議室
		13:45 ～ 14:00	外務大臣　茂　木　敏　充 （大臣不在のため、高尾直北米局日米地位協定室長に手交）	外務省 666会議室
		14:30 ～ 14:40	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）黄川田　仁志 （大臣不在のため、真弓智也政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（総括担当）に手交）	合同庁舎８号館８階特別大会議室

12月25日	木	16:45 ～ 17:00	防衛大臣　小　泉　進次郎 （大臣不在のため、吉田真次防衛大臣政務官に手交）	防衛省空幕大会議室
		終了後	囲み取材	防衛省庁舎１階ロビー
		20:00 ～ 22:05	羽田空港発（JAL925便） 那覇空港着	